

法令等の改正

1 介護補償の支給月額の改正について（平成 31 年 4 月 1 日から適用）

今般、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成 18 年総務省告示第 503 号）の一部が改正されました。

今回の改正は、労働者災害補償保険制度の介護補償の支給月額の改定に合わせ、介護補償の支給月額が次のとおり改正されたものです。

（単位：円）

区 分		支給月額	
		改正後	改正前
介護に要する費用として支出された額が最低補償月額を超える場合の限度額（他人介護）	常時介護	165,150	105,290
	随時介護	82,580	52,650
最低補償月額（親族介護）	常時介護	70,790	57,190
	随時介護	35,400	28,600

2 支払請求書の様式等に関する規程の一部改正について（平成 31 年 4 月 1 日から適用）

今般、支払請求書の様式等に関する規程（昭和 49 年基金規程第 3 号）の一部を改正しました。

なお、改正の主な概要は次のとおりです。

- (1) 退職報償金システムにより作成した請求データの提出方法について、メール添付による提出もできることとし、またフロッピーディスクによる請求データの提出を廃止したことから、所要の文言の整理をしたこと
- (2) 損害補償費支払記録簿等を備え、所要の事項を記載して整理しなければならないことについて、所要の事項に係る電磁的記録を電子計算機等で速やかに出力することができる場合は、損害補償費支払記録簿等を備え、所要の事項を記載して整理しているものとみなすこととしたこと
- (3) 様式から元号及び用紙の大きさに係る字句を削ったこと

3 福祉事業の実施に関する規程の一部改正について（平成 31 年 4 月 1 日から適用）

今般、福祉事業の実施に関する規程（昭和 47 年基金規程第 4 号）の一部を改正しました。

なお、改正の概要は次のとおりです。

- (1) 職業能力開発総合大学校における指導員訓練（長期過程に限る。）が廃止されたことに伴い、奨学援護金の支給対象者から当該訓練を受ける者を削ったこと
- (2) 高等学校等に在学する者に係る奨学援護金の支給月額を 16,000 円から 18,000 円に引き上げたこと
- (3) 様式から元号を削ったこと

4 消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程の一部改正について (平成 31 年 4 月 1 日から適用)

今般、消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程（平成 13 年消防基金規程第 1 号）の一部を改正しました。

なお、改正の概要は次のとおりです。

- 様式から元号を削ったこと

5 公務外等文書料の支給要綱の一部改正について（平成 31 年 4 月 1 日から適用）

今般、公務外等文書料の支給要綱（平成 21 年 3 月 24 日伺定）の一部を改正しました。

なお、改正の主な概要は次のとおりです。

- 基金が提出を求めた病院又は診療所が作成する医学的資料のうち、公務外と決定した事案等に係る医学的資料に要する費用を支給対象に加えたこと（1 機関につき 30,000 円を限度）

6 争訟費用支給金要綱の一部改正について（平成 31 年 4 月 1 日から適用）

今般、争訟費用支給金要綱（平成 25 年 3 月 19 日伺定）の一部を改正しました。

なお、改正の概要は次のとおりです。

- 様式から元号を削ったこと

7 福祉事業等の取扱いについて等の一部改正について（平成 31 年 4 月 1 日から適用）

今般、福祉事業等の取扱いについて（昭和 61 年 2 月 13 日消基発第 92 号）等の一部を改正しました。
なお、改正の概要は次のとおりです。

- (1) 消防団員等の災害発生に係る速報及び協議について（平成 22 年 12 月 3 日消基発第 628 号）、別紙 1 に「療養開始日」の項目を加えたこと
- (2) 福祉事業等の取扱いについて、精神疾患等の公務上外の認定について（平成 12 年 6 月 27 日消基発第 170 号）、脳血管疾患及び虚血性心疾患等公務上災害の認定について（平成 14 年 11 月 18 日消基発第 334 号）及び消防団員等の災害発生に係る速報及び協議についての様式から元号を削ったこと

8 備考

上記 2～7 について、詳しくは当基金ホームページの「諸規程一覧」を参照されたい。